

営業時間短縮要請の実施に係る飲食店に対する協力金

県独自の時短要請に応じていただいた飲食店等を運営する事業者の皆様に対し、8月1日以降も引き続き「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第6期）」を支給します。申請受付は、7月12日からの要請分と合わせて、要請期間終了後の状況を踏まえて開始する予定です。

1 対象者

県の要請に応じて時短営業（休業を含む）に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業（休業を含む）に協力していただいた店舗単位に支給します。

3 支給額等（8月1日以降の内容）

項目	内容	
	神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、 姫路市	北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域
対象期間	令和3年8月1日(日)～8月22日(日) (22日間)	
対象施設	対象区域内の、飲食店等・遊興施設・結婚式場のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗	
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> 通常、午後8時30分を超えて営業する店舗が、営業時間を午後8時30分までに短縮すること。 酒類の提供(*)は、午前11時から午後7時30分までとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常、午後9時30分を超えて営業する店舗が、営業時間を午後9時30分までに短縮すること。 酒類の提供(*)は、午前11時から午後8時30分までとすること。
支給額	下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数 (最大22日間)	
	※<中小企業> 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・83,333円以下の店舗：2.5万円 ・83,334円～25万円の店舗： (前年等の1日当たり売上高) ×0.3の額 ・25万円以上の店舗：7.5万円	2万円/日・店舗
	<大企業> *中小企業もこの方式を選択可 前年等からの1日当たりの売上高の減少額×0.4 (1千円から千円単位、上限：20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)	

(*) 利用者による酒類の店内持ち込みを含む

[参考：4月以降の休業・時短協力金の支給地域・対象時期等]

	区域	4/1～	4/5～	4/22～	4/25～	6/1～	6/21～	7/12～
支給地域・対象時期等	神戸・阪神南地域	[県による時短要請]	[まん延防止等重点措置]		[緊急事態措置]		[まん延防止等重点措置]	
	阪神北地域・明石市							
	東播磨(明石市除く)・姫路市							
	中播磨地域(姫路市除く)							
	北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域							
申請期間		5/25～6/30 【第3期】		6/1～6/30 【第4期】	7/12～受付開始 【第5期】	8月以降に 受付開始 【第6期】		